

第1回医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議 次第

日時：平成28年(2016年)9月12日(月) 10:00～12:00

場所：滋賀県庁北新館5-B会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 座長の選任
- 5 研究会議設置要綱・公開方針
- 6 議題
実証研究事業の状況等について
- 7 閉会

【配付資料】

- 資料1 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議設置要綱
- 資料2 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議委員名簿
- 資料3 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議公開方針
- 資料4 平成27年度までの医療的ケア児童生徒通学支援実証研究について
- 資料5 平成28年度医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業について

医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議設置要綱

(設置等)

第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か取組の方向性を探るため、医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

- 2 研究会議は、次に掲げる事項について研究を行うものとする。
 - (1) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援に関すること
 - (2) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援の実証研究に関すること
 - (3) その他研究会の設置の目的達成のために必要な事項

(構成)

第2条 研究会議は、12人以内の委員で構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長（以下「健康医療福祉部長」という。）および滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が協議の上、選任する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 関係行政職員
 - (5) 学校関係者
 - (6) その他適当と思われる者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から平成29年3月31日までとする。

(座長)

第4条 研究会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、研究会議の委員として会議の進行を行う。

(会議)

第5条 研究会議は、健康医療福祉部長および教育長が招集する。

- 2 研究会議は、公開とする。ただし、健康医療福祉部長および教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 健康医療福祉部長および教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 研究会議の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および滋賀県教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、健康医療福祉部長および教育長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議委員名簿

氏名	所属	職
市川 忠稔	県健康医療福祉部障害福祉課	課長
宇田 達夫	滋賀県町村会 (日野町福祉課)	課長
太田 吉明	滋賀県市長会 (栗東市健康福祉部障がい福祉課)	課長
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
古株 ひろみ	滋賀県立大学人間看護学部	教授
多久島 尚美	訪問看護ステーション連絡協議会 (訪問看護ステーション ちょこれーと)	所長
竹村 元嗣	滋賀県都市教育長会 (湖南市教育委員会学校教育課)	課長
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長
成宮 弘幸	滋賀県町村教育長会 (豊郷町教育委員会学校教育課)	課長
橋本 章二	県立特別支援学校校長会 (滋賀県立草津養護学校)	学校長
村井 龍治	龍谷大学社会学部	学部長
森 由利子	県教育委員会学校支援課 特別支援教育室	室長

アイウエオ順（敬称略）

医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議 公開方針

第1 趣旨

この方針は、医療的ケア保護者支援研究会議（以下、「研究会議」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 研究会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、研究会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べる場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な意見聴取に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の周知

研究会議は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、原則会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

第4 公開の方法等

研究会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長（以下、「障害福祉課長」と言う。）および滋賀県教育委員会事務局学校支援課長（以下、「学校支援課長」と言う。）が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 会議の一部を非公開とする場合、障害福祉課長および学校支援課長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、定員内で先着順により決定する。
- (5) 障害福祉課長および学校支援課長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、障害福祉課長および学校支援課長が必要の都度定めるものとする。

平成 27 年度までの医療的ケア児童生徒通学支援実証研究について

1 基本的な考え方とこれまでの経緯

- 通学中に吸引などの医療的ケアが必要な児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の登下校については保護者が送迎しているが、保護者からは身体的疲労や精神的負担が大きく、その負担の軽減を求める声がある。
- 平成 25 年度、研究会議を立ち上げ、こうした保護者の負担を軽減するため、関係者や関係機関が連携しながら、それぞれの立場で何ができるかの研究を行った。会議の中間まとめでは、看護師の確保、送迎車両の確保、安全面の確保などの課題が挙げられた。
- これら課題に対して、平成 26 年度には教育委員会、健康医療福祉部、また県と市町とが共に協力して実証的に研究をすすめていくこととなった。

2 実証研究の概要等について

平成 26 年度事業

- 委託先市町および事業協力関係者等
 - 委託期間 …平成 27 年 1 月 22 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
 - 委託先市町 …守山市
 - 看護師 …訪問看護ステーション オリーブ
 - 移動支援事業所 …社会福祉法人 湖南会 湖南地域障害者支援センターすくらむ
…株式会社 奏 さぼ〜と楽
 - 学校 …野洲養護学校
- 送迎対象者
 - ・守山市在住の生徒 4 名
 - ・4 名の医療的ケアの内容は、呼吸管理、必要時の吸引
- 実施回数等
 - ・送迎期間 平成 27 年 1 月 30 日～平成 27 年 3 月 23 日
 - ・送迎回数 全 40 回

医療的ケア通学支援研究会議

（委員 12 名：大学教授、医師、福祉関係者、県市町福祉・教育担当者、学校関係者等）

（第 1 回）平成 26 年 5 月 29 日

（第 2 回）平成 26 年 11 月 17 日

（第 3 回）平成 27 年 3 月 13 日

- 研究会議で出された意見
 - ・既存の制度を組み合わせで行うのではなく、独自のシステム、事業を立ち上げることが必要ではないか。また、移動支援事業以外にも、介護タクシーを使った仕組みの実証研究もしてみてもどうか。
 - ・過去、学校に看護師を配置する中では、国に制度がない中、県と市町とが協力して負担を分け合いながら取り組んできた、という経過もあり、そうした協力を大切にしたい。
 - ・県立の子どものことであるから、市町に委託するのではなく、県が単独で実施すべきではないか。
 - ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた流れを踏まえて考えていく必要がある。

平成27年度事業

○ 委託先市町および事業協力関係者等

- 委託期間 …平成27年12月10日から平成28年3月31日まで
実施市町 …近江八幡市、守山市、湖南市
委託先（看護師）…訪問看護ステーション オリーブ
…訪問看護ステーション ちょこれーと
移動支援事業所 …特定非営利法人 滋賀県脊椎損傷者協会（スマイルフレンズ）
…株式会社 奏 さぼ〜と楽
へるぷステーション ちょこれーと
学校 …野洲養護学校、三雲養護学校

○ 送迎対象者

- ・近江八幡市、守山市、湖南市在住の生徒5名
- ・5名の医療的ケアの内容は、呼吸管理、必要時の吸引

○ 実施回数等

- ・送迎期間 平成28年1月18日～平成28年3月22日
- ・送迎回数 全43回

医療的ケア通学支援研究会議

（委員12名：大学教授、医師、福祉関係者、県市町福祉・教育担当者、学校関係者等）

（第1回）平成27年7月24日

（第2回）平成27年12月22日

（第3回）平成28年3月23日

- ・ 県からの直接委託の方が、訪問看護ステーションとしては、責任がはっきりしてよい。
- ・ 訪問看護ステーションへの直接委託の形を取り入れたことで市町も参加しやすくなった。
- ・ 移動支援を使うけれども、看護師の部分、仕組みについては、県が直接事業所と委託するという形ではないとなかなか進まないのではないか。
- ・ 今年の実証研究を通して、移動支援事業を活用していくことについて、他の市町でもやっていける部分が見えてくるのではないか。
- ・ 地域によっては、福祉有償運送事業が充実しているところもあるだろうし、移動支援ありきではなく、いろんな移動形態を実証していくことが必要。
- ・ H26, H27 で実施してきた安全面に関するノウハウを受託した訪問看護ステーションから次に引き継ぐことが大切。
- ・ 看護師は、高い手技のある看護師を乗せる必要がある。
- ・ 最後には財源の問題が出てくるので、そこをクリアしておかないと継続するという点に関しては、大きなハードルがある。
- ・ 保護者のレスパイト事業という事で、市町も関わり、今後市町立の学校にも関わってくる点なので、この事業は一つのモデルになる。
- ・ 来年度は早い時期に開始する、また他の地域での事業実施も進めていくことが大切。
- ・ 県と市がタッグを組んで取り組んでほしい。

3 今後に向けて

○ 事業所の確保について

- ・移動支援事業所に再度のアンケート調査を行うなど事業所の状況をより詳しく把握し、事業に協力いただけるよう条件整備を行うことにより移動支援事業所の確保を進める必要がある。
- ・福祉有償運送制度の利用等、他の移動手段も検討する必要がある。

○ 看護師の確保について

- ・訪問看護ステーション連絡協議会に情報提供し、周知を依頼する。
- ・事業に協力いただけるよう条件整備を行うことにより、訪問看護事業所や学校看護師等の確保を進める必要がある。

○ 安全面の確保について

- ・送迎ルートの近くに医療機関がない場合などの対応等については、地域の現状を踏まえ、丁寧に検証していく必要がある。
- ・あらかじめ保護者から救急搬送先など緊急時の対応の仕方について確認をしておくとともに、事前に実証研究実施地域の医師会や医療機関に協力を依頼し、事前に受診しておくなどして連携を進める必要がある。
- ・個々の送迎開始までに、車両に添乗する看護師と保護者等が子どもの状況について情報共有できる時間を確保しておくことが望ましい。

○ その他

- ・保護者、事業所、看護師との日程調整をどこが担うのか、その調整方法の簡素化を含めて検証を重ねる必要がある。
- ・看護師の損害賠償保険への加入と共に、保護者には緊急時の対応等についての説明を行い、その内容について書面等により了解を得ていく手続きについて検討する。
- ・保護者のレスパイトとして他にどのような方法が考えられるか、引き続き検討する。
- ・市町の小中学校に在籍する子どもへの対応について、その扱いについても検討を求める意見があった。

平成 28 年度 医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業について

【事業内容】

1 医療的ケア児童生徒保護者支援実証研究事業

県立特別支援学校の登下校時に、医療的ケアが必要な児童生徒の送迎を行う保護者の負担軽減の方策について、実証的に検証する。実施方法は、市町が行う障害福祉サービスである移動支援事業などを活用し、送迎車両に看護師を添乗させ、医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する。

(対 象) 登下校時に医療的ケアが必要なため、毎日送迎を行っている保護者

(委 託 先) 市町、訪問看護ステーション

(委託内容)

○送迎車両に看護師を添乗させ県立特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の送迎を実施する。

○保護者、事業所、看護師間の送迎日程の調整を行う。

○送迎中の医ケアの頻度、実際に要した移動時間、移動ルート、保護者との連絡体制、その他安全な実施にかかる課題等を含め、実績を整理し報告する。

(期 間) 5 か月間程度 1 人あたり 10 回×12 人 (全 120 回)

(必要経費) 委託料 (137 千円×12 人) 、連絡調整費

2 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議

学校現場、関係部局、市町等からなる研究会議を開催し、実証研究の成果や課題について検証し、各市町などの意見も聴取しながら、保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か取組の方向性を探るため調査研究を進める。

(構成メンバー) 12 名程度

(事業内容) 会議の開催

(必要経費) 謝金、旅費 (132 千円)

3 今年度の課題

- ・ 重度の障害児に対応できる看護師の確保と送迎車両の確実な確保を進めるとともに、専門的知見による安全な実施のための情報を収集する。
- ・ 平成 28 年度の実証研究事業を早期から開始し、長い期間の中で実施できるよう、市町との調整を進める。
- ・ 県立小児保健医療センターから離れた地域での実証研究を進め、かかりつけ医の医療機関以外に、地域の基幹病院による緊急時のバックアップ体制整備に向けた調整を進める。

4 各市町における実証研究の状況

平成 27 年度までに、本実証研究を実施していない市町に対し、今年度事業実施の意向調査を行った。その結果、継続 3 市、新規 3 市町の合計 6 市町から事業への協力の意向を確認し、現在、実施に向けた調整を進めている。

○近江八幡市 (H27 から継続)

対象児童生徒 2 名

送迎開始 平成 28 年 7 月 11 日
(委託先) 訪問看護ステーション オリーブ

○湖南省 (H27 から継続)

対象児童生徒 1 名

委託契約完了し実施に向けて調整中

(委託先) 訪問看護ステーション ちょこれーと

○他市町 (新規・継続)

対象児童生徒 9 名

委託契約に向けて、市町、事業所、保護者との調整を進めているところ

(予定委託先) 訪問看護ステーション